

## **[事案 2019-178] 新契約無効請求**

・令和2年8月13日 裁定終了

### **<事案の概要>**

虚偽の説明を受けて契約を締結したこと等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成28年2月に契約した医療保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返してほしい。

- (1) 自分の母（加入時の契約者。その後、申立人に契約者変更）は、掛け捨ての保険に加入するような人ではなく、ましてや保険料を一括払いするはずがない。
- (2) 母は、貯蓄性の高い保険で、掛け捨てではないと言っていた。
- (3) 自分も、被保険者同意のために募集人に面会した際、掛け捨てではないことを確認した。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人の母の希望にそって医療保険を提案し、内容を十分理解いただいたうえで申込手続を行った。
- (2) 募集人は、申立人の母の自宅を3～4回訪問し、保険料払込期間満了までは解約返戻金がないことの説明を行った。
- (3) 契約者の署名のある意向確認書によれば、本契約の内容（貯蓄性の商品ではなく医療保険であるということ）を理解していたことは明らかである。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申込手続時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人の母が、貯蓄性の高い商品で、掛け捨ての医療保険ではないと錯誤に陥っていたと認めることはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。